様式第２号（第８条関係）

記号及び番号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

小野町長　　　　　　　　　　　印

町税減免承認（不承認）通知書

　あなたから提出されていた町税の減免申請については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、町税減免取扱要綱第８条の規定に基づき通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 町県民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 |
| 決定内容 |  |  |  |
| 減免前の税額 | 円 | 円 | 円 |
| 減免額 | 円 | 円 | 円 |
| 減免後の税額 | 円 | 円 | 円 |

理由

　◎減免後の税額については、後日送付する納税通知書によって納付してください。

　※この通知書による決定内容について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対し、書面により異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、当該異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に、町を被告として（小野町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前期の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、➀異議申立てがあった日から３箇月を経過しても決定がないとき、➁処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、➂その他決定を経ないことに正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。また、町長は、虚偽の申請その他不正な行為により町税の減免の承認を受けたことを発見したときは承認を取り消すことがあります。

　◎お問い合わせは、下記に御連絡ください。

　　小野町税務課　電話　０２４７－７２－６９３２

減免申請書は、納期限前７日までに提出してください。減免申請書を提出した時点でその期限が過ぎている分は減免できません。